

平成30年7月10日

▼タイトル

中学校自転車小屋のブロック塀撤去

▼事案概要

- 大阪北部地震を受けて、学校施設におけるブロック塀の点検を行ったところ、湖西中学校の自転車小屋に設置されているブロック塀（隣地との境界壁）が、控え壁の間隔が基準よりも広く、剥離も認められ、建築基準法施行令に適合しないことが判明した。
- また、このブロック塀は、自転車小屋の屋根の一方を支えており、ブロック塀と自転車小屋が一体構造となっていることから、自転車小屋の構造としても不適格であることがわかった。
- こうしたことから、生徒の安全確保を最優先に、予備費を充当してブロック塀・自転車小屋の撤去と新設を行うこととした。

▼ブロック塀・自転車小屋の概要

- 整備年次・・・昭和40年代頃と推定（詳細不明）
- ブロック塀の規模・・・高さ1.65m×幅0.1m×長さ94m
- 自転車小屋の規模・・・2～3年生が駐車（約180台）

▼現在の対応

- 既存のブロック塀・自転車小屋について立入禁止措置
- 自転車は、グラウンドの一角にスペースを確保し駐車

▼今後のスケジュール

- 夏期休業期間中にブロック塀・自転車小屋を撤去
- 10月下旬を目途に自転車小屋を新設（ブロック塀は設置しない。）

▼問い合わせ先

- 所 属：教育総務部 教育総務課 担当；大塚・森本
- 電話番号：0740（32）1132
- ファックス：0740（32）3568